

千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設及び同項第3号の電磁的記録を定める規則の改正について

1 改正の理由

千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）の一部を改正することに伴い、関係規定を整備した。

2 改正の概要

条例第2条第2項第3号が削除されることから、題名を「千葉県情報公開条例第2条第2号の施設を定める規則」とし、条例第2条第2項第3号の電磁的記録について定める第3条を削除した。

また、上記改正に伴い、趣旨について定める第1条を削除し、これに伴う所要の改正を行った。

3 施行日

令和5年4月1日